令和元年度 第1回江別市消防委員会議事録

日 時:令和元年8月21日(水)

15:00~15:58

場所:消防本部庁舎多目的ホール

出席者【敬称略】

消防委員会: 委員長 新屋光彦

副委員長 有野正勝

委 員 小原愛香

委 員 丸山博幸

委 員 工藤 多希子

委 員 小山 功

6名

消防本部: 消防長、次長、署長、警防課長、予防課長、管理課長、消防1課長、消防2課

長、江別出張所長、大麻出張所長

10名

(事務局)総務課長、総務係長、総務係員

3名 計19名

議事内容

3. 報告事項

新屋委員長 次第の3、報告事項(1)第2回市議会定例会案件(消防関連)についての ア 財産の取得について、担当より説明をお願いいたします。

警防課長

それでは警防課よりア 財産の取得について、報告させていただきます。お手元の資料 1 ページをお開き下さい。現在、市では 4 台の水槽付消防ポンプ自動車を所有しておりますが、そのうち、消防本部に配置されている車両は、平成 1 1 年度に取得したもので、取得から 1 9 年が経過し、老朽化が著しいことから、災害活動の強化・充実を図るため、更新しようとするものであります。

今回取得しようとする車両は、現行車両に比べ、ハイルーフ化により車内での活動スペースが拡充されているほか、4輪駆動方式のため、冬期間の災害時などにおいて、機動力の向上が期待されるところであります。

今回取得いたします車両は、本年5月に指名競争入札を行い、札幌市にございます、「田井自動車工業株式会社」が約6,162万円で落札し、仮契約を締結し、取得価格が2,000万円を超えておりますことから条例の規定により6月の第2回市議会定例会の議決を経て、売買に関する本契約を締結したものであります。なお、議会開会前の生活福祉常任委員会に定例会予定案件として報告した際に、委員より入札参加業者名および入札価格についてや消防車両の更新年数等についての質問があり、それぞれにお答えしているものでございます。報告につきましては、以

上でございます。

新屋委員長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして質問等ありませんか。

有野副委員長 新しく車両を更新されるということですが、市民の目から見させていただくと、 どの消防車両も非常にきれいな状態で見させていただくことが多いですが、議会 の方ではご説明されたかと思いますが、走行距離や経過年数が基準となって更新 されるのかどうかということをお聞きします。

警防課長 ただ今ご質問にありました消防車両の更新に係る年数等の目安でございますが、まず消防車両の更新につきましては江別消防の10か年アクションプランというもので更新を定めているところでございます。更新計画に反映させる際、一応の目安としましてこの度更新する水槽付ポンプ自動車につきましては15年を目途としているところであります。その他救急車などにつきましては、8年、または20万キロという一応の目安は定めておりますが、消防車両は高価なことから単年度の予算の平準化を図ることを目的に年数が伸びたり、そのような形で更新を進めているところでございます。

新屋委員長 ありがとうございます。他にありませんか。なければ私の方から追加で。4輪 駆動車に変わるということですが、江別の状況だと冬厳しいと思いますけど、現 状は4輪じゃない車も結構あるということでしょうか。

警防課長 この度更新する車両を持ちまして、ほぼ4輪駆動車になりますが、一部はしご 車ですとか大型水槽車など特殊車両はそういった選択ができない車両もございま す。それ以外の車両につきましては4輪駆動化がほぼ完了するところです。

新屋委員長 ありがとうございます。冬に困る訳にはいきませんので質問いたしました。他 に質問はありませんか。なければ次に進みます。イ 江別市火災予防条例の一 部を改正する条例の制定について、担当より報告をお願いいたします。

予防課長 私から、火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。資料2、2 ページをご覧ください。

1、改正理由でありますが、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び工業標準化法の一部改正に伴い、火災予防条例を関連する規定について所要の改正が必要となったものであります。

2、改正内容でありますが、初めに(1)特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できる規定を追加するものです。特定小規模施設用自動火災報知設備は、資料の図のとおり、無線の連動式感知器により、どの部屋で火災が起きても一斉に鳴動し、全域に火災の発生を知らせることができるものです。より高性能な機種を基準どおり設置した場合

には、住宅用防災警報器等の設置を免除できる規定を追加した他、字句の整備を 行うものであります。

次に(2)工業標準化法の一部改正に伴う改正でありますが、工業標準化法の一部改正により、「工業標準化法」の法律名が「産業標準化法」に変更となり、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更され、このことから同規格を引用する火災予防条例の規定につきましても改正を行ったものであります。対象規定は、避雷設備と液体燃料を使用する器具に関する条項で、いずれも規格の名称を改正するものでございます。

3、施行期日についてですが、住宅用防災警報器等の設置に係る改正については公布の日、令和元年6月25日、工業標準化法の一部改正に伴う改正については、令和元年7月1日であります。

なお、常任委員会における各委員からの質疑につきましては、特定小規模施設 の施設数や特定小規模施設用自動火災報知設備の設置状況等について質疑をいた だき、その実態について回答しております。説明については、以上でございます。

新屋委員長 ありがとうございます。質疑等はございませんか。

小原委員 いつもお世話になっております。こちらの改正を受けて、市内の事業所などで 影響を受けたということはありますか。

予防課長 今回の条例改正の中では消防法におきます上位法がございますので、その法律によりまして市町村の消防長の特例措置項目がございますので設備の状況から判断し、住宅用火災警報器の設置免除を以前から行っていたところでございます。このことにより今回の改正による実質的な運用はございません。あくまでも条例の明文上の規定の改正でございますので、大きな運用上の問題、社会的影響はないと認識しております。

新屋委員長 他になければ、ウ 江別市一般会計補正予算について、担当より報告をお願い いたします。

管理課長 江別市一般会計補正予算に計上されました、多言語コールセンター業務委託に ついて説明いたします。 3ページの資料3をご覧ください。当市では平成23年 3月に通信指令システム更新整備に併せて、5か国の外国語音声メッセージをシステムに取り入れ対応しておりましたが、対応言語が限定されていることや翻訳 機能を備えていないことなどから受領に時間を要し、外国人からの救急要請に対して円滑な対応が困難な状況でありました。

そこで、先の6月議会の補正予算に計上されました多言語通訳コールセンターへの業務委託が、先の7月1日より開始されたことにより18言語の外国人からの通報に対し、翻訳通訳が可能になりました。これは緊急通報が外国語であるとわかった時点で電話回線を繋いだままコールセンターを呼び出し、通報者とコールセン

ター、消防の3者が電話回線で繋がることであります。火災なのか救急なのか必要な対応を通訳専門の担当者より言葉を翻訳していただくものでございます。

先月にはテレビ局の出演もありニュースで放映されましたが、実際に外国人の協力を得て急病人を担って頂き外国語による通報から救急隊が接触するまでをシュミレーション訓練を行い検証したものであります。翻訳をする時間は必要時間としてかかりますが、通訳が介することで間違いがない対応が可能となり、安定した指令業務に繋がることが検証されたところでございます。

総務省消防庁では訪日外国人観光客等の急増を踏まえ、外国人からの緊急通報に対して三者間同時通訳による多言語通報を令和2年までに導入したいと推進しており、本事業では地方交付税措置が講じられております。今後ますます増加傾向にあります外国人旅行者や市内就労者からの緊急通報に対しましても、言葉の壁を解消することで安全安心な街づくりに繋がると考えられております。以上でございます。

新屋委員長 ただ今の報告につきまして質問等はございませんか。

工藤委員 7月1日からということですが、利用者の状況はどのようなものですか。利用 があるのでしょうか。

管理課長 今回の委託業務については先月決まったばかりなんですけれども、現時点では 外国語をお話しする方からの利用はありません。遡って考えてみますと、外国人 ご本人様からの通報が数件は入っておりました。いずれも片言の日本語、こちら の方からは片言の英語で通報を受けた事例がございました。いずれも軽症で市内 の病院へ収容されましたけれど、実際には近くにいる関係者、身内の方が日本語 をお話しできて、そちら側からの通報でご本人様の通報をするということが多く ございまして、ご本人からの通報は今のところ数が少ないという現状でございま す。

新屋委員長 他にはございませんか。

有野副委員長 通報時の対応は分かりますが、現場に行った時に外国人ご本人しかいなかった 場合、救急隊とのコミュニケーションはどのようにとるのか。

管理課長 現在救急隊、消防隊には携帯電話が準備されており、救急隊についてはスマートフォンを活用しているところです。救急隊のスマートフォンには救急専用の翻訳アプリが入っており、それを使った例が2~3件あります。現場の方の対応としましても、今回の多言語通訳センターと携帯電話を使っていくことで、翻訳もセンターの方で対応してくれますので現場もそういった対応で進めて行きます。

消防署長 補足ですが、昨年に救急のボイストラというものが入りましたが、それ以前は

平成20年度にユニバーサルデザイン、こちらを活用したコミュニケーションボードとして多言語対応救急救命表示板というものと処置カードというものを活用して対応していました。実績を調べましたら10年の間に自分で1回活用した経験はあるんですが、10年のうちに3回あるかないかといったところです。救急のボイストラはスマホのアプリをダウンロードすれば、信頼性のあるものとして継続して使用できるものですが、昨年は1件のみの活用でした。

新屋委員長 他にございませんか。

総務課長

今回、第2回の市議会定例会案件を3件報告させていただきましたが、この他にもう1件定例会案件がございました。内容につきましては、消防団員等の公務災害補償、退職手続きの業務を委託している北海道市町村事務組合に加盟している構成団体の一部変更がございまして、手続上変更は議会の承認を得なければいけないものとなっております。議会では特に質疑等なく承認されました。活字等多くあえて報告するものではなかったため、補足とさせていただきました。以上です。

新屋委員長 今の補足を含めて質問等ありますか。なければ、(2)小規模な飲食店に対する 消火器具の設置義務化について、担当より報告をお願いいたします。

予防課長 私から、小規模な飲食店に対する消火器具の設置義務化について、ご報告申し上げます。資料4、4ページをご覧ください。

初めに改正の経緯でございますが、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生しました大規模な市街地火災の原因が、小規模な飲食店のコンロの消し忘れであったことから、これを契機に消防法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月28日に公布されたところであります。

次に、改正の内容でありますが、(1) 消火器具の設置義務については、これまで飲食店については、延べ面積 150 ㎡以上のものに消火器具の設置が義務付けられており、延べ面積が 150 ㎡未満の小規模な飲食店に対しては設置義務がなかったものであります。今回の消防法施行令第 10 条の改正により、令和元年 10 月 1 日から火を使用する設備又は器具を設けた小規模な飲食店についても、消火器具の設置が義務付けられるものであります。

(2) 設置の免除についてですが、小規模な飲食店において火を使用する設備 又は器具に防火上有効な措置が講じられたものを設けたものについては、消火器 具の設置を免除することができることとなっております。

次に3、消防本部における取組みでございますが、関係部局等からの情報提供を基に、市内全ての小規模な飲食店約150店舗に対し、本年3月に法改正についての周知文書を送付するとともに、4月から現地調査及び設置指導を行っております。また、市民に対しては改正概要についての周知を図るため、4月から市のホームページに掲載するとともに広報えべつ6月号に記事を掲載しております。

消防本部といたしましては、現在も市内の対象となる各事業所等に対して、引き続き調査、指導を継続していますが、施行日の令和元年10月1日までには今回対象となりました飲食店に対し調査、指導を完了する計画で進めております。

なお、常任委員会における各委員からの質疑につきましては、安全装置付コンロの普及状況や委員会開催当時の調査・指導についての進捗状況等について質疑をいただきその状況について回答しております。説明は以上です。

新屋委員長 ただ今の報告に質問等ございませんか。

小山委員 現地調査、設置指導の現在の対応状況はどのようになっていますか。また、消 火器の有効期限の確認などもあると思うのですが、今後、継続して指導を行って いく予定はありますか。

予防課長 対象となる小規模飲食店の設置指導、調査は7月末現在で申し上げますと、約 全体の70%程度が済んでいるところです。10月1日が施行日となっており、9月 中には全ての対象となる飲食店の調査、指導を終える予定であります。なお、今 回消火器具の設置該当となりました対象物につきましては、火災予防指導を継続的に行っていきます。以上です。

新屋委員長 他になければ、質問ではありませんが、私、事業を営んでおりまして、安全器 具の普及については会社を上げて取り組んでおりますが、どうしても小規模な飲 食店は入れ替えが早くて機器が安全でなくても無理に使うといった傾向が強く火 災だけでなくCO中毒といったところがございますので、会社的にも消火器設置 の義務を併せて警報していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたし ます。

続きまして、(3) 夕張市石炭博物館模擬坑道火災の北海道広域応援派遣について、担当より報告をお願いいたします。

警防課長 警防課より報告させていただきます。 5ページ、資料 5 をご覧ください。

夕張市石炭博物館模擬坑道火災の北海道広域応援派遣についてでございますが、 年度早々の4月18日(木)23時45分頃、夕張市にあります夕張市石炭博物館 模擬坑道内から出火いたしました。

概要といたしましては、平成31年4月18日(木)23時45分頃、施設職員が坑道内から煙が出ているのを発見し119番通報。消火困難により、翌19日(金)8時頃、広域応援協定道央地区代表消防機関であります小樽市消防本部より陸上第2要請がかかりました。同日14時18分に江別市におきましても応援派遣の決定がされたものであります。

4番の広域応援派遣期間につきましては、道央地区、石狩・空知・後志の振興局を指しておりますが、道央地区におきまして平成31年4月18日~令和元年5月8日までののべ20日間におきまして応援が実施されました。

このうち、江別市消防本部の応援状況といたしましては、応援期間は6日間、 派遣隊数は6隊、派遣隊員数は27名を派遣しております。

6番に記載しております主な活動内容につきましては御一読いただきたいと思いますが、派遣当初は消火活動等ございましたが、坑道が水没したのちはガス等の濃度測定といった活動にシフトしております。

7番の広域応援の解除につきましては、5月1日から火災によるとみられるガスは検知されなくなったことから、5月3日からは消防隊による注水活動も中止し、5月8日をもって広域応援を解除しました。

その後、令和元年5月13日16時00分に夕張市長より鎮火が発表されております。報告につきましては以上でございます。

新屋委員長 それでは、ただ今の報告に質問等ございませんか。

丸山委員 今の説明で道央地区の派遣とありましたが、出動範囲等、応援の規模はどのように決めているのですか。また、それに関わる費用の問題等はどうなっていますか。よろしくお願いします。

警防課長 応援の規模についてですが、まず北海道内におきまして、北海道の消防相互応 援協定というものがございます。こちらにつきましては第一要請から第三要請ま でありまして、第一要請は隣接している市町村での応援、第二要請は地区をまた いでの応援という形で順次派遣部隊が大きくなります。

全国的なものとなりますと緊急消防援助隊となり、そこまでの規模となりますと市町村長から知事を通し国へ派遣を要請するという形になりますが、今回の派遣につきましては同じ道央地区内にある各消防本部内の応援で火災は鎮火できたというものであります。

なお、経費についてでございますが、今回江別市から派遣した隊員に係る旅費、 消防車両の燃料、消耗品費等につきましては、応援元の江別市消防本部におきま して負担しております。一部の燃料費につきましては現地におきまして夕張市の 負担で給油をいただくという対応を取っております。以上です。

新屋委員長 他にございませんか。なければ(4)住宅用火災警報器「更新促進強化年」へ の取組みについて、担当より報告をお願いいたします。

予防課長 資料6、6ページをお開き下さい。

住宅用火災警報器の設置義務化から 10 年が経過していることから、昨年度に引き続き住宅用火災警報器の「更新促進強化年」として、住宅防火について積極的な啓発活動を予防課、消防本部全体で取り組んでいるところでございます。

まず始めに、積極的な出前講座の開催といたしまして、自治会や民生委員児童 委員連絡協議会に「火災予防」及び「住宅用火災警報器」の設置や更新について協 力依頼を実施しております。なお、出前講座の実施開催は年々増加傾向でございま す。次に広報資器材充実への取組みでございますが、今年度新しく消防本部公式キャラクター「ボーカくん」を制定したところであります。2月下旬から3月下旬にかけて公募を行い、6歳から60代までの市民等から95作品の応募をいただき、「ボーカくん」に決定しております。皆様の机の上にうちわ等配らせていただきましたが、このような形で市民にも配布しているところでございます。今後、あらゆる消防広報において活用する予定です。

また、住宅用火災警報器が作動する様子を展示する「住宅用火災警報器デモボックス」、「住宅用火災警報器展示パネル」のデザインに「ボーカくん」を取り入れて作成しております。

次に、住宅防火アドバイザー養成研修会の開催ですが、住宅防火の担い手を養成して地域における火災予防を推進することを目的に、江別・野幌・大麻の3地区で昨年に引き続きまして実施する予定です。なお、今回資料に記載しております江別地区ですが、自治会からの依頼で実施日を10月24日(木)に変更しております。また、大麻地区の実施時間につきましては10時30分へ変更となっております。対象は、自治会役員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、大学生等を対象とし、内容については防火講話、住宅用火災警報器のデモンストレーション、天ぷら火災再現、電気火災の再現等を予定しております。

次に、本年の火災発生状況について記載をしております。令和元年7月31日 現在、火災件数22件、昨年同期から5件増加、死者・負傷者については記載の とおりでありますが、22件の火災の内訳を見ますと、建物火災が10件、車両 が7件、その他が5件となっており今年度は特に車両火災の発生が多くなってお ります。資料6についての説明は以上です。

新屋委員長 それでは、ただ今の報告について質問等ございますか。

なければ私の方から1点。当社もガス警報器の設置を促進しておりまして、会社の中でも特に火災警報器をつけていこうと推奨しておりまして、昨年は230台設置しております。消防本部で民間企業への連携など具体的な取り組みがあればご紹介いただければと思います。

予防課長 消防本部として事業所・民間企業との連携につきましては平成29年に旭川ガス、㈱エネサンス北海道と提携をしまして、各事業所が印刷されています安全装置の普及ポスターへの火災予防の内容についての掲載をしたリーフレット等を各事業者が市民の皆様に直接現場に向かう際に各家庭に配付していただくような協力をいただいた経緯があります。現在その旨について継続はしていませんが、共同的な取り組みはしていきたいと考えております。

なお、掲載している内容につきましては、「10年経ったら警報器を取り換える」 というカエルのマークとロゴを掲載したものです。以上です。

新屋委員長 引き続き当社もしっかり推進していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。他になければ、(5)今後の消防本部(署)・消防団の主な行事予定

について、担当より報告をお願いいたします。

総務課長

7ページ、資料7をご覧下さい。この予定表では今年9月から来年3月までの 市内及び市外の予定を記載しております。網掛けの部分が委員長にご案内する部 分でございますが、2月に関しましては委員皆様での委員会となります。

主な行事の部分で簡潔にご説明させていただきます。9月26日消防関係物故者慰霊祭についてご説明いたします。この慰霊祭は江別市の安全と発展・防災などに活躍された先人先輩諸氏の御霊に対し、昭和43年から消防関係者OBで組織する江別まとい会が主催し、ご遺族や関係者が相集い、故人に対し追悼を行う慰霊祭であり現在顕彰碑に祭られている御霊は289柱となっているものです。

次に10月15日から秋の全道火災予防運動が始まります。10月28日から29日までは大規模災害を想定した北海道東北ブロックの消防機関による緊急消防援助隊合同訓練が新潟で開催されます。過去には東日本大震災において当市から協定に基づき北海道ブロックの一員として救出活動に参加しております。11月11日には全道消防職員意見発表大会道央地区予選会が江別市で開催されます。参加は石狩、空知、後志の各地域から選ばれた消防職員が自らの体験を通じ、日おり、今回道央地区予選会に出場するために江別市消防本部で8月29日に予選会を開催する予定となっております。

来年1月には江別市役所で開催される消防出初め式がございます。この消防出初め式は年頭にあたっての消防職団員の意識向上、災害のない一年を願い市民の前で披露するものでございます。例年の内容としては消防職団員行進の他、車両の観閲や式典、アトラクションなどを実施する予定でございます。

最後に、3月7日の消防記念日についてご説明いたします。この消防記念日は1948年3月7日に消防組織法が施行され、消防体制が確立したことに由来するもので一般的な行事としてはこの日に消防活動へ貢献した方への感謝状贈呈などが行われるものでございます。当市においても、火災の初期消火や人命救助などで尽力された市民に対し消防協力者として表彰を行いますが、3月7日にこだわらず速やかに対応し、感謝状贈呈を常に行っております。

総務課からの説明は以上です。

新屋委員長

ただ今の説明で何か質問等ありますか。私も消防委員として積極的にこの行事に参加できるようにしていきたいと考えておりますので、委員の皆さんもぜひ機会があれば参加していただければと思います。

新屋委員長 次第4.その他、全体として何かございますか。

丸山委員

消防団の現在の動向を報告したいと思います。今年度6月1日に新入団員男性5名、女性1名が入団し、全体で188名うち女性22名で活動をしております。また、11月にも新入団員が入団し辞令交付を行います。8月18日に消防学校にて例年行っている消防団長査閲訓練を実施しました。内容は小型ポンプ・小隊

訓練をお互いが指導し合って行っております。来年度は小型ポンプ操法の全道大会が予定されています。今回の訓練においてその出場メンバー、出場隊を選考しております。江別市消防団が全道大会に出場するのは17年ぶりとなり、優勝すれば全国大会へ出場することができますので、なんとか消防団一丸となってがんばっていきたいと思っております。

また、12月2日については市民生活の安心、安全のために歳末警戒の出陣式を予定しております。今後とも消防委員会のご指導ご鞭撻をお願いいたします。 消防団、市民のためにがんばっていきたいと思っておりますので、どうぞよろし くお願いいたします。以上です。

新屋委員長 丸山団長ありがとうございます。日頃から消防団、市民のためにがんばってい ただき感謝申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

その他、他に意見等ございますか。

警防課長 消防本部警防課から情報提供を一件。先ほど職員紹介の方でもご紹介ありましたが、私、市の総務部危機対策・防災の担当も兼ねておりまして、防災訓練のご案内をさせていただきます。

江別市防災訓練は8月31日(土)、大麻小学校のグラウンドと体育館を会場に 地震想定で防災訓練を行います。流れといたしましては、地震発生後に住民の方 が学校のグラウンドに避難し、その後体育館で市の職員と自治会の方々で連携し た避難所の運営を行うですとか、その他防災機関が市民の皆さんに防災意識の向 上を図っていただくというものになっておりますので、委員の皆様方にも時間の 都合がつきましたら足を運んでいただきたいと思っております。

以上でございます。

新屋委員長 その他、事務局より何かございますか。なければこれで議事を終了いたします。 それでは議長解任にあたり一言申し上げます。本日参加されました職員の皆様、 委員の皆様、貴重な意見交換ありがとうございました。初めての議長でしたが皆 様のご協力のもと、予定されておりました議事を終了することができました。今 後ともさらに充実した委員会として、引き続き委員の皆様のご協力をよろしくお 願いいたします。これにて議長を解任させていただきます。ありがとうございま した。

総務課長 以上をもちまして、令和元年度第1回江別市消防委員会を閉会いたします。次回開催は2月頃を予定しており、日程は改めてご案内申し上げます。 本日はどうもありがとうございました。